

第5次野洲市人権施策実施計画に基づく令和8年度事業計画

1. 人権施策の推進						
(1)人権教育・人権啓発の推進						
No.	基本施策	施策の方向	内容	令和8年度計画 (初年度)	第5次事業計画終了時点(令和12年度)での到達目標	担当課
1	① 就学前・学校における人権教育の推進	学校・園(所)における人権教育の推進	こどもたちの発達段階に応じ、人権尊重の意義や命の大切さについて理解が深まるよう、国や県の方針を踏まえ、学校・園(所)において人権教育を推進します。	【学務課】 小学校から中学校までの子どもたちにつけたい力や目指す姿を共通理解することで、9年間のつながりや見通しをもって人権学習に取り組めるようにする。 人権学習の内容を児童・生徒の実態に合ったものにしていくことで、部落差別をはじめとする様々な人権問題を正しく理解し、自分事で考え、差別をなくそうと行動できる子どもの育成を目指す。 【こども課】 絵本等の教材を活用し、発達段階に応じた人権教育を行う。	【学務課】 野洲市学校・園所人権教育推進委員会が中心となって、「差別をなくす子ども」を育成するための人権教育(保育)が各学校・園所で実践されている状態をめざす。 【こども課】 お互いの「人権」を大切にする人権教育の推進に努め、自己肯定感を育む保育を実践する。	こども課 学務課
			人権教育についての多様な学習機会を提供するとともに、生活に身近な素材を教材とするなど、感性や心情に訴える学習を進めます。	【学務課】 「野洲市小・中学校人権学習プラン」を作成し、あらゆる学校や教員が人権学習に取り組みやすい環境を図る。 【こども課】 定期的な懇談会の場に加え、随時、いつでも誰でもが相談し易いよう担当を園だより等で知らせたり、積極的に子どもの様子を伝え、話しやすい関係性が築けるようにする。	【学務課】 あらゆる教育活動の中で、参加・協力・体験的な人権学習が展開されている状態をめざす。 【こども課】 自分ほかけがえのない愛される存在であることを実感できるような学習を進める。	
2		安心して学習できる環境の充実	こどもの人権に十分配慮した保育・教育を行います。	【学務課】 子ども一人ひとりの名前の呼び方、作品の扱い、意見の尊重など、日常の関わりの中で子どもの人権を大切にする 【こども課】 人権保育基本方針の周知徹底を図り、人権に十分配慮した保育・教育を行う。	【学務課】 子どもが「自分は大切にされている」と実感できる学校・園(所)の状態をめざす。 【こども課】 人権保育基本方針に則り、教育・保育の資質の向上と職員の人権感覚の向上をめざす。	こども課 学務課
			支援員や相談員の研修等を行い、学校における相談体制の充実を図ります。	【学務課】 小中教育相談・SC連絡協議会と市SSW連絡協議会を年間4回実施し、各学校の教育相談活動について情報交換を行う。 【こども課】 定期的な懇談会の場に加え、随時、いつでも誰でもが相談し易いよう担当を園だより等で知らせたり、積極的に子どもの様子を伝え、話しやすい関係性が築けるようにする。	【学務課】 教育と福祉等との持続可能な相談体制や連携体制が構築された状態をめざす 【こども課】 子育ての不安に対応できる職員の資質向上と、相談しやすい窓口体制の定着を図る。	
			学校・家庭・地域と連携し、人権に関する問題の発生防止と対策を図ります。	【学務課】 コミュニティスクールや学区人推協、関係機関等と連携した人権教育を推進する。 【こども課】 家庭や地域と協働して、こどもの社会性や規範意識を育む家庭教育力、地域教育力の充実に努める。	【学務課】 学校・家庭・地域が連携した人権教育の推進体制が持続された状態を目指す。 【こども課】 家庭・地域と連携し、人権に関する問題の発生防止に努める。	
3		学校・園(所)の連携、家庭や地域との連携	地域社会全体で人権教育を進めるため、市内保育所から高校まで校種を越えた連携を深めるとともに、ボランティアやNPO等、家庭や地域のさまざまな主体と連携し、多様な取組を展開します。	【学務課】 野洲市学校・園所人権教育推進委員会の取組として、各校園所の授業や保育を参観し合うなど、校種間連携の取組を進める。 コミュニティスクールや学区人推協、関係機関等と連携した人権教育を推進する。	【学務課】 校園所・家庭・地域が連携した人権教育の推進体制が持続された状態を目指す。	こども課 学務課
4	② 地域における人権教育の推進	家庭における人権教育の推進	こどもたちの人権意識高揚を図る上で重要な役割を果たす家庭において、教育力が向上するよう、人権講座等の保護者が人権について学べる機会づくりや情報提供を行います。	【生涯学習課】 人権に関する生涯学習講座等を通じ、多くの保護者が人権について触れる機会の提供を図る。 【人権施策推進課】 地域や家庭において人権問題が学べる研修会の情報提供や啓発冊子等の作成に努める。	【生涯学習課】 地域や家庭等で人権教育が標準的に実施されるようになり、地域全体で子どもを見守り、人権を尊重する機運が醸成されるように目指す。 【人権施策推進課】 人権問題が学べる様々な機会・情報を提供し、家庭内の人権意識を高める。	生涯学習課 人権施策推進課
5		地域社会における人権教育の推進	多様な立場や価値観を持つ人々の相互理解と交流を進める各種市民活動団体の活動を支援します。	【市民協働室】 各種市民活動団体の活動を支援するために補助金を交付する。	【市民協働室】 各種市民活動団体の活動を補助金で支援することにより、多様な立場や価値観を持つ人々の相互理解と交流を進めることを目指す。	市民協働室 人権施策推進課
			人権教育を推進する地域ネットワークを構築するため、野洲市人権啓発推進協議会等の関係団体と連携強化を図ります。	【人権施策推進課】 人権啓発推進協議会、企業人権啓発推進協議会等の人権関係団体と連携強化を図る。	【人権施策推進課】 人権教育を推進する地域ネットワークを拡充させる。	
6	③ 市民への啓発活動の推進	人権啓発事業等の開催	実行委員会による市民のつどいや「ひと」と「ひと」のつどい等、人権に関する幅広いテーマで事業を開催します。	市民のつどいや「ひと」と「ひと」のつどい、同問題講演会、男女共同参画フォーラム等の人権啓発事業を開催する。	様々な人権問題に対応するため、幅広いテーマで事業を開催する。	人権施策推進課
			市内人権施設をはじめ市内の公共施設における各種講習・講座や、地区別懇談会の開催をより推進し、多くの市民の参加を促します。	各種研修会や人権セミナー等の開催、地区別懇談会の開催を支援する。	各種研修会参加者を前年度より増加させる。また、全自治会で地区別懇談会が開催されるよう支援する。	
7		多様な啓発媒体による人権啓発の推進	人権問題の早期解決を図るために、啓発冊子「すてきなまちに」を作成し、市全所帯、学校、企業等に配布するとともに、研修等の実践活動で生かせるよう、内容の充実や具体的な活用方法について検討します。	地区別懇談会や研修会等で活用できる内容で啓発冊子「すてきなまちに」を作成し、市民や学校、企業等に配布する。	啓発冊子・教材等を幅広く活用し人権啓発の推進を図る。	人権施策推進課
			「広報やす」をはじめ、市のホームページや公式LINE、ポスター、リーフレット等、多様な媒体を活用し、効果的な啓発や情報提供に努めます。	様々な啓発媒体を活用し、より効果的な啓発や情報提供に努める。	様々な啓発媒体を活用し、すべての市民に情報が提供できるようにする。	
			本計画策定に係る市民意識調査の結果を活用しながら、年齢層等の属性に応じた情報提供を行います。	調査結果を基に、人権啓発に関する情報提供を行う。	調査結果や各種事業のアンケート結果を最大限活用し、人権啓発の推進を図る。	

第5次野洲市人権施策実施計画に基づく令和8年度事業計画

No.	基本施策	施策の方向	内容	令和8年度計画 (初年度)	第5次事業計画終了時点(令和12年度)での到達目標	担当課
8		関係機関との連携・協力による人権啓発の推進	「同和問題啓発強調月間」「人権週間」等の機会を捉え、県や学区人権啓発推進協議会、法務局、人権擁護委員等との連携を図りながら啓発に努めます。	人権啓発推進協議会、人権擁護委員等と連携を図りながら9月の「同和問題啓発強調月間」や国連が定めた人権デー(12/10)に合わせた「人権週間」の街頭啓発等を実施する。	関係機関・団体と連携・協力し、継続的に街頭啓発をはじめ様々な人権啓発活動を推進する。	人権施策推進課
			国連が定める「人権デー」(毎年12月10日)やSDGs等の国際的な取組について啓発等、人権に関する国際的な取組との連携を図ります。	国連等による「世界人権デー」(街頭啓発等)の取り組みや「世界人権宣言」に関する「キャンペーン」などの広報啓発活動を実施する。	国際的な人権の「基準」を共有し、人権啓発活動につなげていく。	
9		虐待の通報義務の周知	虐待に気づいた場合の通報義務・努力義務について、広く市民に周知します。	広報紙や街頭啓発、出前講座等を通じて啓発活動を実施する。	子どもの虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努め、子どもの命、笑顔を守る。	家庭児童相談室
10	④ 事業所に対する事業所内人権研修・啓発の向上を目指しての指導・推進	企業内人権研修への支援	企業啓発指導員や野洲市企業人権啓発推進協議会と連携し、企業内研修を実施します。	野洲市企業人権啓発推進協議会の事業活動(研修事業・交流事業・啓発事業)を企業啓発指導員と共に積極的に取り組み事業所内の人権研修・啓発実施の支援による人権啓発の向上に取り組む。	事業所内人権に関する支援が円滑に機能し、多様な人権課題の解決が図られることをめざして、事業所内の人権啓発の向上が安定して継続し実現している状態をめざす。	地域経済振興課
			野洲市企業人権啓発推進協議会の組織を強化し、協議会の研修会及び企業の加盟促進に努めます。	新たに野洲市企業人権啓発推進協議会ホームページを開設し、協議会の事業活動を周知する。研修会においてはYouTube動画配信も併せて行い、研修会参加者の増加を図り事業所の人権意識の向上を図る。研修会テーマについては多様な人権課題や最近の人権課題の動向を踏まえて対応する。事業所の参加促進については目標を定めず、協議会活動の趣旨に賛同いただくために研修会の案内やホームページでの加盟促進等により会員事業所の増加を図る。	事業所内人権に関する支援が円滑に機能し、多様な人権課題の解決が図られることをめざして、事業所内の人権啓発の向上が安定して継続し実現している状態をめざす。	
11		就職の機会均等の確保及び従業員の人権尊重に向けた啓発	就職の機会均等を図る公正な採用選考が行われるよう、経営者や人事担当責任者、人権啓発担当者等に対する啓発を推進します。	滋賀県の公正採用選考・人権啓発推進月間である7月から県との連携で野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例および野洲市事業所内公正採用選考・人権啓発推進班設置要綱に基づき、市職員による人権啓発推進班員事業所訪問を実施する。 「事業所内公正採用選考・人権啓発推進状況調」の提出を受け人権啓発推進班員が事業所訪問を行い、人権啓発状況や公正採用選考実施状況等を経営者や人事担当責任者、人権啓発担当者にヒアリングを実施し啓発指導を行う。	事業所の公正採用選考に関する支援が円滑に機能し、多様な人権課題の解決が図られることをめざして、事業所内の公正採用選考の向上が安定して継続し実現している状態をめざす。	地域経済振興課
			企業において従業員の人権が尊重されるよう、人権関連法や労働関連法等の遵守について、企業に啓発を行います。	野洲市企業人権啓発推進協議会のホームページで人権関連法や労働関連法等の新設・改定の情報を周知する。 野洲市企業人権啓発推進協議会の研修会において人権関連法や労働関連法等を含む研修会を実施する。	事業所において人権関連法や労働関連法等の遵守が円滑に機能し、多様な人権課題の解決が図られることをめざして、事業所内の人権啓発の向上が安定して継続し実現している状態をめざす。	
			企業内での多様な人権課題や各種ハラスメントの防止について、啓発を行います。	野洲市企業人権啓発推進協議会のホームページでの多様な人権課題や各種ハラスメントの防止についての情報を周知する。 野洲市企業人権啓発推進協議会の研修会において多様な人権課題や各種ハラスメントの防止を含む研修会を実施する。 交流事業において外部研修会に参加し、事業所内人権啓発の向上に努める。 啓発事業において多様な人権課題や各種ハラスメントに関する啓発活動を実施する。	事業所において多様な人権課題や各種ハラスメントが円滑に機能し、多様な人権課題の解決が図られることをめざして、事業所内の人権啓発の向上が安定して継続し実現している状態をめざす。	
12	⑤ 市職員・教職員等に対する研修の充実	市職員・保育士・教職員に対する研修の充実	幅広い人権感覚と人権意識を身につけるための多様な研修を実施します。	【学務課】 4月から野洲市内の学校・園所に新たに赴任した教職員を対象とした人権問題研修を実施する。7月下旬～9月下旬までの期間、各校園所で統一テーマ人権問題研修を実施する。(今年度は性の多様性をテーマとした研修を実施予定) 【こども課】 教職員や保育士の資質向上を目指し、人権に関する研修機会の充実を図る。また、民間の保育所にも呼びかけ、人権意識の高揚に努めるよう研修を実施する。 【人事課】 職員研修計画に位置付け、人権に対する正しい理解と幅広い知識の習得、人権意識の向上を目指し、研修に積極的に職員派遣を行う。また、職員研修として議論を中心とした集合研修を実施し、熟度を深める。	【学務課】 毎年、野洲市新任・新赴任者教職員人権問題研修と統一テーマ人権問題研修は実施している状態をめざす。 【こども課】 人権の視点にたった子育てについて共通理解を図り、年齢に応じた保育を推進する。 【人事課】 職員が年に一度は人権に関係する研修や講演を受講できる環境の整備を継続し、市職員として人権意識の習熟を図ります。	人事課 学務課 こども課
			各種人権講座や人権啓発事業に関する情報提供を行い、参加を促進します。	【学務課】 人権施策推進課や県人権センター主催の人権講座や人権啓発事業に関する情報を各校に提供し、教職員の参加を呼び掛ける。 【こども課】 教職員や保育士の資質向上を目指し、人権に関する研修機会の充実を図る。 【人事課】 人権に関するセミナーや講演等の情報を職員へ提供する。	【学務課】 学校の教職員が市や県の人権講座、人権啓発事業等に参加できている状態をめざす。 【こども課】 各種人権講座や人権啓発事業に関する情報提供を行い、参加を促進することで、市職員・保育士・教職員に対する研修の充実を図る。 【人事課】 人権意識の向上により、職員が自主的に人権に関するセミナーや講演等に参加できる状態を目指す。	
			こどもの人権に配慮した教育方法や内容の向上について、計画的に研修を行います。	【学務課】 教員によるいじめ防止にかかる教職員研修を全小・中学校で取り組む。 【こども課】 教職員や保育士の資質向上を目指し、人権に関する研修機会の充実を図る。	【学務課】 教職員の人権感覚を高める研修を毎年年度初めに実施している状態をめざす。 【こども課】 各種人権講座や人権啓発事業に関する情報提供を行い、参加を促進することで、市職員・保育士・教職員に対する研修の充実を図る。	
			「自分ごと」として人権課題を捉えられるよう、対話を重視した参加型の研修を定期的に行います。	【こども課】 教職員や保育士の資質向上を目指し、人権に関する研修機会の充実を図る。また、民間の保育所にも呼びかけ、人権意識の高揚に努めるよう研修を実施する。 【人事課】 職員研修として議論を中心とした集合研修を実施し、熟度を深める。	【こども課】 各種人権講座や人権啓発事業に関する情報提供を行い、参加を促進することで、市職員・保育士・教職員に対する研修の充実を図る。 【人事課】 議論を中心とした研修を実施することで職員の人権意識の習熟を図る。	
13		福祉関係者に対する研修の充実	福祉事務所職員や民生委員・児童委員、社会福祉施設職員等の社会福祉関係事業の従事者に対し、個人の人格の尊重や個人情報保護に関する意識の向上、専門的な各種研修会の実施に努めます。	民生委員・児童委員の資質の向上を目指し、研修機会の充実を図る。	野洲市社会福祉協議会と連携し、民生委員・児童委員に対し、研修情報の提供や研修機会の確保ができてい	社会福祉課

第5次野洲市人権施策実施計画に基づく令和8年度事業計画

No.	基本施策	施策の方向	内容	令和8年度計画 (初年度)	第5次事業計画終了時点(令和12 年度)での到達目標	担当課
(2)相談・支援体制の推進						
14	① 相談体制の充実	相談体制の充実	人権擁護委員による相談支援を実施します。	特設人権相談所(人権なんでも相談所)を開設し、人権擁護委員による人権相談を実施する。	「人権擁護委員法」に基づき、相談支援を継続的に実施する。	人権施策推進課 市民交流センター
			多様化・複雑化する相談に的確に対応し、相談者の立場に立った適切な助言ができるよう、人権問題に関する専門知識や経験等を有する専門相談員の確保に努めます。	様々な相談に対応できるスキルや知識を身につけるため、各種相談の実践に係る研修や講習を受講する。	全職員の資質向上を図り、あらゆる相談に対応できる相談体制をつくる。	
			気軽に相談しやすい環境づくりを推進します。	来所者への言葉がけや、プライバシー保護のため個室を使用した相談対応を実施する。	誰もが安心して相談が受けられるよう相談室を確保する。	
			「広報やす」をはじめ、多様な媒体を活用し、積極的に相談窓口及びその活動内容等の周知に努めます。	「広報やす」に毎月掲載し、相談窓口等の周知を行う。	様々な媒体を活用しながら周知することで、広く市民に人権相談窓口を認識してもらう。	
			関係各課と連携した相談支援を進めるとともに、法務局等の関係機関や地域の関係団体等と連携を図りながら、市民が安心して頼れるネットワークを構築し、相談体制の確立と機能の充実を図ります。	あらゆる職員が相談に乗れるよう、相談記録を課職員、関係各課、機関等と情報の共有化を図る。	関係機関・団体等と連携を図り、相談体制を確立させ機能の充実を図る。	
			市民交流センターにおいて、生活・就労支援員による市民の生活指導や就労支援、相談支援を実施します。	就労相談は、ハローワーク、関係課・機関と連携を図り、相談者と関係機関をつなぐ役割を担い実施する。	就労希望者が安定的に就労できるようにする。	
15		職員の相談スキルの向上	人権や福祉部門の職員を中心に、専門的知識力を高めるための研修とともに、接遇やコミュニケーション等、応対力を高めるための研修機会を設け、職員の資質向上を図ります。	相談援助技術の向上を図る研修会等に積極的に参加するとともに関係部署へも参加の呼びかけをする。	職員の資質向上を図ることで、相談しやすい窓口体制を充実させる。	人権施策推進課
16	②関係機関相互のネットワークの充実	関係機関との連携による被害者保護の推進	人権侵害事案に対しては、関係機関と連携し、被害者の保護や人権回復に向けた対応を図ります。	差別事象対応マニュアルに基づき、関係機関・団体等と連携し対応する。	様々な人権侵害事案に対して適切に対応できるよう、組織体制の確立・強化を図る。	人権施策推進課
17	③ 市内人権施設の運営	人権センター・市民交流センター運営の充実	あらゆる差別、人権施策の拠点として、市民の人権擁護及び人権意識の高揚を図り、市民一人ひとりの参加によるあらゆる差別のない明るく住みよい野洲市の実現に向けて、さまざまな取組・施策を推進します。	人権施策・教育・啓発・相談等、人権の拠点施設として広く周知するとともに、多くの市民が参加・利用していただける事業を実施する。	人権センターを拠点として、すべての人権が尊重されるまちづくりを実現させる。	人権施策推進課 人権センター 市民交流センター
			市民交流を通じての人権と福祉の拠点として、生活就労等各種相談事業やこどもの居場所づくり、人権研修など、あらゆる活動とその支援を行います。	電話・面接による人権相談の実施。 人権相談で各部署と連携を図る。 相談員の相談援助技術の向上を図る。 親子で遊べる「こどもの広場」によるこどもの居場所づくり等の支援を行う。	職員の資質向上と相談しやすい窓口体制の充実を図る。	
			小中学校と連携しながら、あらゆる差別をなくす仲間づくり活動を実施します。	年間計画に基づき、差別をなくす仲間づくり活動(解放学習)を進める。	地域内外に反差別の仲間の輪を拡充させる。	
(3)協働による人権尊重のまちづくり						
18	① 市民協働による人権擁護と人権啓発の推進	地域ぐるみの虐待防止と支援体制の強化	DVやこども・高齢者の虐待については、早期発見による対応が重要であることから、地域住民の理解と協力を得つつ、家庭・学校・地域・関係機関が連携を強化し、未然防止と適切な支援につなげます。	広報紙等を通じてDV被害者への相談窓口の周知を図る。 身の安全の確保等、安心して生活ができるよう、関係機関との連携を図る。	安心して生活ができるよう、関係機関と連携して、支援の充実を図る。	家庭児童相談室 地域包括支援センター
19		人権擁護推進員の配置	人権擁護推進員については、学区人権啓発推進協議会及び民生委員児童委員協議会より選出し、地域バランスを考慮した委嘱を行います。	任期満了に伴い、令和8年4月1日から3年間の委嘱を行う。内訳は、学区人権啓発推進協議会より7名、民生委員児童委員協議会より7名選出する。また、推進員の役割を明確化するとともに人権擁護委員との連携を図るため、合同研修会を実施する。	地域のバランスを考慮した委嘱を継続的に行う。また、人権擁護委員との連携を図るための研修会等を定例化させる。	人権施策推進課
20		市民協働による人権啓発の推進と体制強化	人権啓発推進協議会や企業人権啓発推進協議会等の人権啓発団体をはじめとする組織と市民が協働により、効果的な事業の実践に努めます。	【人権施策推進課】 人権YASU、やすまるひろば等、人権啓発推進協議会と各団体・市民が協働してできる啓発事業を実施する。 【地域経済振興課】 企業市民として野洲市をはじめ国・県・その他人権団体の事業(研修会等)に交流事業として参加し、事業所内人権啓発の向上を目指す。野洲市人権教育研究大会に事業所の人権啓発について発表し、野洲市民に事業所内人権啓発について理解を求める	【人権施策推進課】 人権啓発推進協議会と各団体・市民が協働してできる啓発事業を増加させる。 【地域経済振興課】 野洲市企業人権啓発推進協議会が人権啓発団体をはじめとする組織と市民が協働により、安定して効果的な事業の実践が実現している状態をめざす。	人権施策推進課 地域経済振興課
		人権啓発推進協議会や企業人権啓発推進協議会等の推進組織の強化に向けて、人権啓発活動の担い手の発掘・育成を図ります。	【人権施策推進課】 役員改選時や啓発事業等において、各学区人権啓発推進協議会と連携し新たな人材を発掘する。 【地域経済振興課】 野洲市企業人権啓発推進協議会役員の事務局の運営に対して多くの指導・助言をいただく。また研修会実施後のアンケート回答において、研修会テーマの提案、協議会運営の提言等を通じて協議会運営に寄与していただく。結果として各種研修会の参加者数の増加を目指す。	【人権施策推進課】 啓発活動の担い手を発掘・育成し、人権啓発推進協議会や人権擁護委員等に加わってもらう。 【地域経済振興課】 野洲市企業人権啓発推進協議会等の推進組織の強化に向けて、人権啓発活動の担い手の発掘・育成の実践が実現している状態をめざす。		

第5次野洲市人権施策実施計画に基づく令和8年度事業計画

No.	基本施策	施策の方向	内容	令和8年度計画 (初年度)	第5次事業計画終了時点(令和12年度)での到達目標	担当課
(1)女性						
21	① 女性の人権に関する教育・啓発の推進	広報掲載・啓発誌等の発行及び社会制度・慣行の見直しの啓発	女性も男性も積極的に社会参画することの重要性について認識が深まるよう、広報誌・啓発誌等を通じて意識改革を図ります。	広報誌・啓発誌等を通じて情報を提供する。	取組を継続し、意識改革に努める。「社会通念、慣習、しきたりなどで男女の地位が平等である」とする回答率 20%	人権施策推進課
			男女共同参画に関する啓発パネルや資料、DVD等を整備し、貸出しを行い、男女共同参画について啓発します。	啓発パネルや資料、DVD等を整備し貸出しを行う。	啓発資料やDVD等を整備し、貸出しを行うことで啓発する。	
22		性別による固定的な性別役割分担意識の解消	あらゆる機会を通じて、性別に関わらず、日常生活における家事分担等を家族が協力して担っていく環境づくりについて啓発を行い、男女平等意識の定着化に努めます。	あらゆる機会を通じて啓発を行い、男女平等意識の定着化に努めます。	「家庭生活で男女の地位が平等である」とする回答率(女性のみ) 40%	人権施策推進課
			無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)について、広報誌やホームページ等で啓発し、気づきの機会を提供するとともに、講演会の周知等を通じてその解消の必要性の周知を図ります。	広報誌やホームページ等で啓発し、野洲市男女共同参画フォーラムを実施する。	「野洲市男女共同参画フォーラムに参加したことがある」割合30%	
23		学校・園(所)における男女平等教育の促進及び人権意識の醸成	男女が協力し合い、互いの人権を尊重し合える関係を築いていくために、性別に捉われないジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)に敏感な視点を大切にした教育・保育活動に取り組みます。	【学務課】 日頃の教育活動の中で、性別によって役割を固定したり決めつけたりしないよう十分留意しながら子どもたちと関わる。また、決めつけるような発言があったときはその場で指摘し合える雰囲気づくりに取り組む。 【こども課】 日常保育や集会等を通して、課題に沿った話し合いを行い、共に気づき、考え合えるよう推進を図る。 また、職員研修を通して、主体的に学び合い、人権感覚を磨く取り組みを継続して行う。	【学務課】 「ジェンダーレス」の考え方が学校文化の中に浸透している状態をめざす。 【こども課】 県作成の副読本とともに、各校園(所)での独自教材づくりに取り組む、教育・保育に活用する。	学務課 こども課
			学校・園(所)生活の中で、気づかないまま性別役割分担を前提に活動したり、男女で異なる評価基準を用いたりすることがないように、点検・見直しを図ります。	【学務課】 職員研修の中で性別による無意識の思い込みや決めつけをしてしまっていないか自分自身を振り返る機会を設ける。 【こども課】 日常の子どもの姿や言動の中で、課題として考えるべきことについて、保育士等職員全体で共通理解を持ちながら保育を行う。 園だよりを発行し、保護者のみならず地域にも取り組みを報告し、啓発する。	【学務課】 決めつけや偏見につながる発言があったときに、その場で指摘し合える雰囲気ができている 【こども課】 性別による役割や不合理について職員が正しい理解と認識を深め、男女参画社会の一員となるべく子どもの育成を図る。	
			学校での生活のあらゆる機会を通して、日常的な人との関わりを大切にした人権学習の取組を推進し、人権意識の醸成・向上に努めます。	【学務課】 野洲市人権学習プランの内容をふまえながら、発達段階に応じて多様な性や性的マイノリティについての学習を進めていく。 【こども課】 日常の子どもの姿や言動の中で、課題として考えるべきことについて、保育士等職員全体で共通理解を持ちながら保育を行う。 園だよりを発行し、保護者のみならず地域にも取り組みを報告し、啓発する。	【学務課】 あらゆる教育活動を通じて、多様性を認め合う価値を伝えたり、性的指向や性自認について正しく学んだりする機会を持ち、人権尊重の姿勢を養う。 【こども課】 性別による役割や不合理について職員が正しい理解と認識を深め、男女参画社会の一員となるべく子どもの育成を図る。	
			幼稚園・保育園(所)での遊びや生活を通した男女平等教育の取組を進めるとともに、園だよりを通じて取組状況を保護者に知らせ、保護者への啓発活動を行います。	【こども課】 日常の子どもの姿や言動の中で、課題として考えるべきことについて、保育士等職員全体で共通理解を持ちながら保育を行う。 園だよりを発行し、保護者のみならず地域にも取り組みを報告し、啓発する。	【こども課】 性別による役割や不合理について職員が正しい理解と認識を深め、男女参画社会の一員となるべく子どもの育成を図る。	
24	② 多様な機会・場への女性の参画拡大	女性委員の積極的登用の推進	審議会・委員会については、男女のバランスが良い組織となるよう働きかけます。	審議会・委員会の男女のバランスがとれた組織となるよう働きかけます。	各審議会、委員会の女性委員比率を40%にする。	人権施策推進課
			各種審議会や委員会の女性の参加状況や市民公募制の実施状況を定期的に把握します。定期的に調査した結果は、広報誌やホームページ等を通じて公開します。	女性委員の参画状況調査を行い、ホームページにて公開する。	定期的な女性委員の参画状況調査と情報公開の維持。	
			女性の参画をより一層推進できるよう、審議会や委員会等の委員選出方法の見直しや、関係団体への女性推薦依頼を検討します。	審議会・委員会の男女のバランスがとれた組織となるよう働きかける。	各審議会、委員会の女性委員比率を40%にする。	
25		女性職員の登用促進	女性の採用や課長級以上の管理職への登用を進めます。	女性の採用や課長級以上の管理職への登用を、その能力や成績を基に進める。	課長級以上の管理職員に占める女性の割合を35%以上とする。 採用試験における受験者総数に占める割合を50%以上とする。	人事課
			「野洲市特定事業主行動計画」に基づき、女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析を行い、数値目標や取組内容等、女性の活躍に関する情報の公表を行います。	「野洲市特定事業主行動計画」に基づき、女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析を行い、数値目標や取組内容等、女性の活躍に関する情報の公表を行う。	女性の活躍に関する情報を毎年公表する。	
26		自治会長等への啓発推進	自治会における運営・方針決定の場への女性の参画が促進されるようにするとともに、自治会役員への女性の参画が進むよう啓発します。	自治会における運営・方針決定の場への女性の参画が促進されるようにするとともに、自治会役員への女性の参画が進むよう啓発する。	自治会長又は副会長が女性である自治会の率を20%にする。	自治防災課
27	③ DV等へ	男女間での暴力を許さない意識づくり・取組	「女性に対する暴力をなくす運動」期間(毎年11月12日～25日)等の機会を捉えて、男女間の暴力は、個人の問題ではなく社会全体に深刻な影響を与える人権問題であるとの認識が浸透するよう啓発や広報の充実に努めます。	ホームページや出前講座等を通じて啓発活動を実施する。	DV相談窓口の周知をし、DV被害者の支援、DVが人権問題であるという認識が深まるよう、関係機関と連携して支援の充実に図る。	家庭児童相談室 学務課
			「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」や「ストーカー規制法」等の周知に努めます。	ホームページや出前講座等を通じて啓発活動を実施する。	DV相談窓口の周知をし、関係機関と連携して支援の充実に図る。	
			男女間での暴力やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー等について、関係部署と連携し、支援情報を提供します。	・広報紙等を通じてDV被害者への相談窓口の周知を図る。 ・身の安全の確保等、安心して生活ができるよう、関係機関との連携を図る。	安心して生活ができるよう、関係機関と連携して、支援の充実に図る。	

第5次野洲市人権施策実施計画に基づく令和8年度事業計画

No.	基本施策	施策の方向	内容	令和8年度計画 (初年度)	第5次事業計画終了時点(令和12 年度)での到達目標	担当課
	の被害者の安全確保と自立支援		中学生に対して、デートDV防止啓発等を通して、お互いがより良い関係を築いていくことの大切さについての啓発や、性暴力、ストーカーの被害者にも加害者にもならないための予防啓発・教育を実施します。また、高校生・大学生等については関係機関と連携しながら啓発を行います。	・道徳教育や人権教育の中で、予防啓発をすすめていく。また、チラシやポスター掲示等を通じて児童生徒へ正しい理解を伝えられるようにする。	安心して生活ができるよう、関係機関と連携して、支援の充実を図る。	
28		DV等被害者の安全確保及び心身の回復や自立に向けた支援	緊急時支援フローチャートを作成し、速やかに一時保護ができる体制づくりを行います。	DV相談支援、DV対応の充実を図る。	安心して生活ができるよう、関係機関と連携して、支援の充実を図る。	家庭児童相談室
			民間シェルターやステップハウス等の情報収集を行うとともに、設置に対する支援を検討します。	DV相談支援、DV対応の充実を図る。	安心して生活ができるよう、関係機関と連携して、支援の充実を図る。	
			DV及びストーカー行為による被害者から支援の申し出があった場合には、関係機関と連携し、適切な対応を行います。	身の安全の確保等、安心して生活ができるよう、関係機関との連携を図る。	安心して生活ができるよう、関係機関と連携して、支援の充実を図る。	
			県の配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等の関係機関と連携を図りながら、被害者が安全・安心に過ごせる環境づくりや、心身の回復、自立に向けた支援を行います。	身の安全の確保等、安心して生活ができるよう、関係機関との連携を図る。	安心して生活ができるよう、関係機関と連携して、支援の充実を図る。	
			希望に応じて、臨床心理士や精神保健福祉士によるカウンセリングを実施し、DV等の被害者の心身の回復や自立に向けた支援を行います。	身の安全の確保等、安心して生活ができるよう、関係機関との連携を図る。	安心して生活ができるよう、関係機関と連携して、支援の充実を図る。	

(2)こども						
29	①こどもの人格の尊重と権利意識の醸成	こどもの権利に関する人権意識の醸成	児童福祉月間や児童虐待防止推進月間等を活用し、「子どもの権利条約」の趣旨について広報・啓発活動に努め、こどもの人権が尊重される社会を目指します。	【学務課】 広報紙やホームページ、街頭啓発、出前講座等を通じて啓発活動を実施する。 【こども課】 園だよりを発行し、保護者のみならず地域にも取り組みを報告し、啓発する。	【学務課】 子どもの虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努め、子どもの命、笑顔を守る。 【こども課】 園だよりを発行し、保護者のみならず地域にも取り組みを報告し、啓発する。	こども課 学務課 家庭児童相談室
野洲市教育振興基本計画に基づき、こどもたち一人ひとりが人権感覚を磨き、さまざまな差別をなくす実践力を身につけるよう、有効な教材・プログラムの作成や指導方法の改善に取り組みます。			【学務課】 「差別に気付き、差別を知り、差別を許さない子ども」を育成するために、「野洲市人権学習プラン」を作成し、段階的・系統的に人権学習に取り組む。 【こども課】 お互いの「人権」を大切にする人権教育の推進に努め、自己肯定感を育む保育。教育を実践する。	【学務課】 「野洲市人権学習プラン」を有効的に活用しながら、各校で人権教育を推進していく。 【こども課】 野洲市教育振興基本計画に基づき、こどもたち一人ひとりが人権感覚を磨き、さまざまな差別をなくす実践力を身につけるよう、有効な教材・プログラムの作成や指導方法の改善に取り組む。		
人権研修の開催等、園(所)や学校の教育・保育活動を通じて人権学習を推進し、児童生徒の人権意識の向上に努めます。			【学務課】 人権・同和教育計画訪問を年2回実施し、人権学習の授業を参観したり、指導方法について助言を行ったりする。 【こども課】 絵本等の教材を活用し、発達段階に応じた人権教育を行う。	【学務課】 各校で人権教育を推進し、児童生徒の人権意識の向上に努める。 【こども課】 お互いの「人権」を大切にする人権教育の推進に努め、自己肯定感を育む保育を実践する。		
園だよりや学校だよりを通じて取組状況を保護者に知らせるとともに、保護者への啓発活動を行います。			【学務課・こども課】 園だより・学校だよりを発行し、保護者のみならず地域にも取り組みを報告し、啓発する。	【学務課・こども課】 各種人権講座や人権啓発事業に関する情報提供を行い、参加を促進する。		
30	①こどもの人格の尊重と権利意識の醸成	人権尊重教育の推進	相手の立場を尊重しながら行動できる児童生徒の育成に向けて、保育所、幼稚園、小学校、中学校の教職員の人権意識を高めるとともに、保・幼・小・中と一貫した人権教育を推進します。	【学務課】 野洲市学校・園所人権教育推進委員会の校区部会の取組の中で、保・幼・小・中と一貫した人権教育を推進する。 【こども課】 お互いの「人権」を大切にする人権教育の推進に努め、自己肯定感を育む保育。教育を実践する。	【学務課】 野洲市学校・園所人権教育推進委員会を中心に、就学前から中学校までの縦連携で人権教育を推進していく。 【こども課】 こどもたち一人ひとりが人権感覚を磨き、さまざまな差別をなくす実践力を身につけるよう、有効な教材・プログラムの作成や指導方法の改善に取り組む。	こども課 学務課
31		こどもの意見発表の機会の提供	「はつらつ野洲っ子中学生広場」や「はつらつ野洲っ子育成フォーラム」等、こどもの意見を聞く場を設け、今後のまちづくりに活用します。	【生涯学習課】 はつらつ野洲っ子中学生広場、はつらつ野洲っ子育成フォーラムを共に開催し、意見を聞くだけで終わらせない場づくりに務める。 【学務課】 こどもが自分の思いや考えを発表する場を様々な教科の学習活動の中で設ける。	【生涯学習課】 小中学生時代にこれらの事業を経験した青少年が、将来的に地域の担い手としてまちづくりに関心を持ち続けられるよう、卒業後も参画できる仕組み(ボランティア等)が構築される。 【学務課】 こどもが意見を表明しやすい雰囲気学校全体でつくる。	生涯学習課 学務課
32		こどもの貧困への支援	こども・若者へのヤングケアラーの認知を高めるとともに、助けを求めやすい環境づくりに努めます。	【家庭児童相談室】 関係機関と連携し、ヤングケアラーの周知とともに、実態を調査した上で相談支援の充実を図る。 【こども課】 園だよりを発行し、保護者のみならず地域にも啓発することで、対象者の早期発見・把握に努める。	【家庭児童相談室】関係機関と連携して、支援の充実を図る。 【こども課】 各種人権講座や人権啓発事業に関する情報提供を行い、参加を促進することで、市職員・保育士・教職員に対する研修の充実を図る。	こども課 学務課 市民生活相談課 家庭児童相談室
	福祉、介護、医療、教育等の関係者間で情報共有・連携を行い、ヤングケアラーの早期発見・把握と必要な支援につなげます。		【家庭児童相談室】 関係機関と連携し、ヤングケアラーの周知とともに、実態を調査した上で相談支援の充実を図る。	【家庭児童相談室】 関係機関と連携して、支援の充実を図る。		
	学習支援と生活支援を組み合わせた「YaSchool(やすクール)」を展開し、市内の経済的困難を抱える家庭の中学生が、安心して学べる環境づくりを推進します。		【市民生活相談課】 貧困状況にある中学生への学習支援及び中高生が安心して過ごせる居場所の確保を図るとともに、こどもの人格を尊重した関りを意識し、継続して参加しやすい運営の工夫や関係機関との連携を通じて支援の充実を図る。	【市民生活相談課】 全てのこどもが安心して学び成長できる環境を確立し、こどもの権利意識の定着と自己肯定感の向上が図られている状態をめざす。		

第5次野洲市人権施策実施計画に基づく令和8年度事業計画

No.	基本施策	施策の方向	内容	令和8年度計画 (初年度)	第5次事業計画終了時点(令和12年度)での到達目標	担当課
33	② こどもの虐待・いじめ防止と早期対応	いじめの未然防止・早期発見の取組	いじめの未然防止・早期発見のため、教職員に対する研修の充実を図るとともに、関係機関・団体との連携を進めます。 いじめが発生した場合には、速やかに対策委員会を開催し対応するとともに、各学校間で同様の事例の再発防止に向けた情報共有を図ります。	いじめの定義を理解し、被害児童生徒の思いに寄り添い、いじめを許さない、見逃さないという意識が高めていく。また、「いじめ防止授業」を通して、いじめが人権侵害になることを確認し、人権の大切さを考えるようにする。 いじめの解消確認を確実にを行い、丁寧な見守りを続けていく。また、事案が起きた際は、各校へ周知し、再発防止に向けた研修や修養を積極的に行うようにする。	いじめの認知件数の増加 いじめ重大事態ゼロ いじめ防止授業全校実施 いじめの解消率を90%を目標に丁寧に見守りを続ける	学務課
34		児童虐待の未然防止・早期発見の取組	産後うつ等の予防や新生児への虐待防止等を図るため、医療機関と連携した切れ目のない支援を行います。 こどもに関わる各機関が情報共有や専門知識の向上に努め、連携を強化することで、児童虐待防止に取り組んでいきます。 児童虐待を発見した場合には、関係機関につなぎ情報を共有するとともに、個々の状況に応じた対応を速やかに行います。	関係機関と連携を図り、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を行う。 関係機関と連携を図り、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を行うとともに、対応・支援に取り組むためのスキルアップを目指す。 関係機関と連携を図り、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を行う。	子どもの虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努め、子どもの命、笑顔を守る。 各関係機関と連携を図り、相談支援のための研修等に参加し、支援の充実を図る。 子どもの虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努め、子どもの命、笑顔を守る。	家庭児童相談室 学務課 健康推進課
35		こころの教育相談事業の充実	不登校やいじめ等についての悩みを持つ児童とその保護者に対して、ふれあい教育相談センターのカウンセラーによる面接や電話による相談を実施しています。学校をはじめとする関係機関と連携し、個々の課題の解決に向け、相談体制の充実を図ります。	不登校やいじめなどの学校生活や子育ての様々な悩みについて、カウンセラーとともに面談・電話相談により問題の解消を行う。 相談：予約制1日10件程度 定期相談：週1回～月1回程度	個々の悩みが解消できるよう適切なカウンセリングを行う。	ふれあい教育相談センター
36	③ 不登校児童生徒の居場所づくりと自立支援	不登校に配慮した指導の推進	不登校はどの児童生徒にも起こりうるという認識に立ち、児童生徒が「心の居場所」を実感できるよう配慮しながら指導を行います。	社会的自立を目指し、学習や居場所の保障を念頭に置き、校外教育支援センターやSSRの活用など、支援する体制を充実させる。	全小中学校にSSRの配置や支援員の増員	学務課
37		不登校児童生徒の学びと自立に向けた支援	学校に行きづらくなったこどもたちのための居場所である教育支援ルーム「ドリーム」において、一人ひとりの意向を尊重しながら、自己肯定感・社会性等の育成に努め、社会的自立や次のステップアップへ向けてサポートします。 学校に行けないこどもや行きにくいこどもを対象に、訪問型教育支援「ウィッシュ」において、指導員やカウンセラーが、社会的自立や次のステップアップへ向けてサポートします。	学校へ行けない、行きにくい児童生徒の居場所として、学習支援や個別活動、グループ活動を通して社会的自立を目指す。 通級：週1回～週5回 体験活動：湖南地域スクーリング・サポート・ネットワーク年1回 活動体験：月3回程度 保護者懇談会：年数回 訪問教育指導員(教員免許を有する教職経験者)が自宅等を訪問し、社会的自立や次へのステップアップに向けてのきっかけづくりを目的に、学習、生活改善、教育相談等の学習・自立支援を行う。 (支援の時間と回数) 1人1回概ね1時間以内で、週1回を原則とし、出席日数にカウントする。	通所する児童生徒全員にとって、ドリームが学校以外の居場所や学びの場となることで、子どもたちの社会的自立を図る。 また、学校との連携を強化する。 社会的自立や次へのステップアップに向けて、学習、生活改善、教育相談等の学習・自立支援を継続していく。	ふれあい教育相談センター
38	④ 子育て支援体制の充実	子育てについての相談体制の充実	こどもの個性や発達段階に応じた適切な保育を推進するため、子育て支援センターや各種健診、健康教室等あらゆる場での相談支援体制の充実を図ります。	定期的な懇談会の場に加え、随時、いつでも誰でもが相談し易いよう担当を園だより等で知らせたり、積極的に子どもの様子を伝え、話しやすい関係性が築けるようにする。	子育ての不安に対応できる職員の資質向上と、相談しやすい窓口体制の定着を図る。	こども課
39		子育て支援策の推進	「野洲市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各種子育て支援策を推進するとともに、支援策のさらなる充実を図り、こどもたちが健やかに成長できる環境の整備に取り組めます。	子育て支援会議を開催し、子ども子育て支援事業計画に沿って、現状の把握と計画実施等について協議を行う。	「野洲市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、安心してこどもを産み育てられる良好な保育環境の整備を積極的に推進する。	

(3) 高齢者

40	① 高齢者への理解と尊厳の尊重	高齢者虐待防止対策の推進	虐待に関する理解が不十分である事例もあるため、各家庭に潜在する虐待の早期発見に向けた出前講座を継続して実施し、虐待に気づく意識の醸成に努めます。	認知症を正しく理解して認知症の人や家族を温かく見守り、支援する人を養成するため、認知症キャラバン・メイトとともに認知症サポーター養成講座を開催します。	認知症への理解が広がり、認知症になっても自分らしく暮らし続けられる地域づくりが進む。	高齢福祉課
			虐待を未然に防ぐため、地域の見守り・支え合い活動を推進します。	認知症キャラバン・メイト養成講座を開催し、地域でサポーターを養成する人材を育成します。	地域での見守り・支え合い活動が広がる。	
			相談や通報の中で虐待の疑いがある事例については、初動会議、コア会議、虐待対応ケース会議、虐待対応評価会議を開催し、相談・指導及び助言を適切に行い、虐待が早期に解消されるよう対応を進めます。	相談や通報の中で虐待の疑いがある事例については、初動会議、コア会議、虐待対応ケース会議、虐待対応評価会議を開催し、相談・指導及び助言を適切に行い、虐待が早期に解消されるよう対応します。	高齢者虐待を未然に防止するとともに、早期に発見して解消を図る。	
			高齢者虐待についての知識習得や、円滑なコミュニケーションについての研修機会の提供により、介護施設等における虐待防止に取り組めます。	高齢者の虐待防止、早期発見のための啓発出前講座や高齢者虐待防止勉強会を開催する。	高齢者虐待を未然に防止する。	高齢福祉課 地域包括支援センター
41		認知症に対する理解の促進	認知症に対する正しい知識と理解に向けて、認知症サポーター養成講座を実施します。特に、人格形成の重要な時期である小中学校や認知症の人と地域で関わる人が多い自治会や企業等へ出向いて講座を実施することで、地域において認知症の人や家族を支援するボランティアの育成、充実を図ります。 認知症の人や家族だけでなく、すべての市民が正しい情報を得たり交流ができる「認知症カフェ」を開催し、だれもが安心して過ごせる場の充実を図ります。	小中学校や自治会等を対象に受講勧奨を行い、認知症サポーター養成講座を開催する。 認知症カフェ「カフェおこしやす」を継続的に開催するとともに、市内各所で開催されている認知症カフェが充実するよう周知を行う。	認知症になってもならなくても、住み慣れた地域で互いに暮らし続けられるよう、高齢社会や認知症についての啓発事業を継続する。 誰もが安心して過ごせる場の充実を図るため、認知症カフェ「カフェおこしやす」の開催や市内認知症カフェの周知、利用促進を行う。	
42		高齢者の権利擁護の推進	成年後見制度の運用の充実と適正化、さらに支援拡大のため、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関と連携し、利用促進を図ります。 支援を必要とする人が利用できるように「成年後見制度出張相談会」や「なんでも相談会」を実施し、制度の啓発や相談対応の充実を図ります。	成年後見制度についての啓発を行う。必要なケースについては成年後見制度の市長申立てを速やかに行う。 高齢者の虐待防止、早期発見のための啓発出前講座や高齢者虐待防止勉強会を開催する。	権利擁護のための対応が、関係機関の連携により円滑に行われるようになる。 高齢者の権利を守る意識が広がる。	高齢福祉課

第5次野洲市人権施策実施計画に基づく令和8年度事業計画

No.	基本施策	施策の方向	内容	令和8年度計画 (初年度)	第5次事業計画終了時点(令和12年度)での到達目標	担当課
43		保育・教育を通じた交流の促進	学校・園(所)におけるこどもと高齢者の交流を促進し、高齢者の人権についての理解を深めます。	【こども課】 高齢者施設との交流事業などにより、こどもと高齢者の交流を促進し、高齢者の人権についての理解を深める。 【学務課】 地域の高齢者の方に昔遊びを教えてもらったり、高齢者福祉施設との交流を行ったりして、高齢者の人権についての理解を深める。	【こども課】 高齢者施設との交流事業によりこどもと高齢者の交流を促進することで、高齢者への理解と尊厳の尊重を深める。 【学務課】 地域や関係機関と連携を図りながら、高齢者と交流する機会を各校で設ける。	こども課 学務課
44	活②を高齢者への支援の備地自域立体生	福祉サービスの充実と地域包括ケアシステム等の推進	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、福祉サービスを充実するとともに、地域包括支援センターを中心とした相談支援体制及び地域包括ケアシステムの推進を図ります。 地域住民やボランティア、NPO、関係機関・団体等に対して、支え合いの意識づくりを進めます。	中主包括支援センターの運営支援と、基幹包括との連携強化を図り、身近な地域での相談支援体制の充実を図る。 ボランティア養成講座を開催し、活動へ目を向けるきっかけを提供するとともに、サービスや支援の担い手の確保を図る。	各地域で相談や支援が適切に行える体制を構築する。 地域や多様な主体による支え合いの活動が広がる。	高齢福祉課 地域包括支援センター
45	③ 高齢者の社会参加と共生社会の実現	高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組	高齢者自身の生きがいが高まることが、健康保持・増進につながるため、市民活動団体と連携し、福祉施設や認知症カフェ等で、趣味や特技を生かした活躍の場を創出します。また、高齢者が地域支え合いの担い手としての地域貢献に取り組むことを推奨していきます。 高齢者の就労の場を確保するため、企業等への事業開拓や職業紹介事業等に取り組んでいるシルバー人材センターの活動に対し支援を行います。	【高齢福祉課】 認知症カフェで高齢者の所属する市民活動団体と連携し、カフェ参加者の楽しみの場を創るとともに市民活動団体の活躍の機会を創る。 【地域経済振興課】 野洲市企業人権啓発推進協議会のホームページで高齢者の人権・介護についての情報を周知する。 野洲市企業人権啓発推進協議会の研修会において高齢者の人権・介護を含む研修会を実施する。 啓発事業において高齢者の人権・介護に関する啓発活動を実施する。	【高齢福祉課】 高齢者の社会参加の機会となるよう、市民活動団体と連携した活躍の場を認知症カフェ等で創出する。 【地域経済振興課】 事業所において高齢者の人権・介護の啓発が円滑に機能し、多様な人権課題の解決が図られることをめざして、事業所内の人権啓発の向上が安定して継続し実現している状態をめざす。	高齢福祉課 地域経済振興課
46		高齢者の学習機会の充実	生涯学習等を通じ、高齢者の学習機会の充実と学習意欲の高揚を図ります。	【生涯学習課】 出前講座等により、健康・文化・現代的課題など多様な講座の開催に努め、高齢者の学習機会の提供に努める。 【人権施策推進課】 地区別懇談会や研修会をとおして高齢者の学習機会の充実と学習意欲の高揚を図る。	【生涯学習課】 学習を通じて高齢者の外出機会と交流が図られ、社会的孤立を防ぎ、人権が守られる地域コミュニティの確立。 【人権施策推進課】 地区別懇談会や研修会等に高齢者の参加者を増加させる。	生涯学習課 人権施策推進課
47		認知症の人とともに暮らす共生の地域づくり	認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族からの「声」に耳を傾け、認知症の人の「やりたいことを叶える」とことや、ニーズにあった具体的な支援を一緒に考える「チームオレンジ」の構築に努めます。 多くの機関、団体、事業者に協力してもらえるように、見守りネットワークの拡大を図ります。	認知症の人とともに暮らす共生の地域づくりであるチームオレンジの芽となる関係者、団体に働きかけを継続し、チームオレンジの構築に努める。 オレンジ・ガーデニング・プロジェクトにより、認知症を見守る意識の醸成を図る。	認知症の人とともに暮らす共生の地域づくりを進めるチームオレンジを構築し、継続的に活動できる体制を支援する。 認知症への理解が広がり、認知症になっても自分らしく暮らし続けられる地域づくりが進む。	高齢福祉課

(4)障がいのある人

48	① 障がいへの理解促進と偏見の解消	障がいに対する理解の促進と研修の充実	精神障がいや発達障がい等、さまざまな障がいへの理解を深めるため、市民に対して、「広報やす」やポスター等を活用した啓発を推進します。 民生委員・児童委員や人権擁護委員等、各種相談員に対し、さまざまな障がいについて正しい知識を持ち、障がいに応じた相談に対応できるよう研修を行います。	【障がい福祉課】 さまざまな障がいへの理解を深めるため、市民に対して、「広報やす」やポスター等を活用した啓発を推進する。 【社会福祉課・人権施策推進課】 各委員が障がい者問題について正しい知識を習得できるよう、各種人権研修会への参加を呼びかける。	【障がい福祉課】 障がいに対する理解の基礎となるノーマライゼーションの理念の普及・啓発に努める。 【社会福祉課・人権施策推進課】 各委員が様々な人権研修会を通じて、障がい者問題をはじめとするあらゆる人権問題について正しい知識を習得する。	障がい福祉課 社会福祉課 人権施策推進課
49		共生に向けた教育・啓発の推進	こどもの頃から障がいのある人の人権について理解を深めるため、学校・園(所)においてさまざまな体験及び学習活動を推進します。 「障害者差別解消法」に基づき、差別解消についての関心と理解を深め、必要な支援や合理的配慮を提供できるよう、啓発活動を行います。	【こども課・学務課】 こどもが偏見や差別を許さない意識や人権を尊重する実践的態度を身に付けるため、教材の工夫や指導方法等について実践、研究に努める。 【こども課】 園だよりを発行し、保護者のみならず地域にも啓発する。 【学務課】 特別支援学級の授業実践の充実をはかり保護者、地域にも発信・啓発する。 【障がい福祉課】 広報、チラシ等により啓発する。	【こども課・学務課】 こどもの頃から障がいのある人の人権について理解を深めるため、さまざまな体験及び学習活動を推進し、障がいへの理解促進と偏見の解消に努める。 【こども課】 園だよりを発行し、保護者のみならず地域にも啓発することで、共生に向けた教育・啓発の推進に努める。 【学務課】 特別支援学級の授業実践を通して保護者、地域にも啓発することを努める。 【障がい福祉課】 様々な媒体を活用しながら周知・啓発に努める。	こども課 学務課 障がい福祉課
50	② 障がいのある人の権利	相談支援体制の推進	野洲市障がい者自立支援協議会等を通じて、地域における支援体制や相談支援体制の充実・強化を図ります。	野洲市障がい者自立支援協議会を開催し、障がい福祉サービス事業所や計画相談事業所との情報共有、連携を図る。	野洲市障がい者自立支援協議会を開催し、障がい福祉サービス事業所や計画相談事業所との情報共有、連携を図り、障害福祉サービスを充実させることで、障害のある方が住み慣れた地域で自分らしく生き生きと暮らせるよう努める。	障がい福祉課
51		権利擁護事業の推進	判断能力が十分でない人の財産等を守るため、成年後見制度の利用促進や権利擁護に関わる相談事業等の充実を図ります。 「障害者虐待防止法」及び「障害者差別解消法」に基づき、医療・教育関係者や民生委員・児童委員等の関係機関との連携により早期発見・早期対応を図るための虐待防止ネットワークの構築及び権利擁護に努めます。	判断能力が十分でない人の財産等を守るため、成年後見制度の利用促進や権利擁護に関わる相談事業等の充実を図る。 医療・教育関係者や民生委員・児童委員等の関係機関との連携により早期発見・早期対応を図るための虐待防止ネットワークの構築及び権利擁護に努める。	成年後見制度の利用により障がいのある方が安心して地域で生活できる状態をめざす。 関係機関が集まる虐待防止連絡協議会の開催により連携を深める。	地域生活支援室 障がい福祉課

第5次野洲市人権施策実施計画に基づく令和8年度事業計画

No.	基本施策	施策の方向	内容	令和8年度計画 (初年度)	第5次事業計画終了時点(令和12年度)での到達目標	担当課
52	② 擁護と社会的障壁の除去	個々のニーズに応じた教育の推進	インクルーシブ教育を推進するため、教職員や子どもに対する理解の促進、必要な受け入れ体制の整備等に努めます。	特別支援学級の児童・生徒理解の推進を特別支援の学級担任のみならず学校全体に広く理解が進むための学校体制の整備を進める。	特別支援学級においての児童・生徒の理解の啓発が円滑に機能し、多様な教育のあり方の理解が学校全体に図られることをめざして、学校内のインクルーシブ教育の理解向上が継続し実現している状態をめざす。	学務課
			個々の状況やニーズに応じられるよう、特別支援教育とインクルーシブ教育の両立を図ります。	特別なニーズのある児童・生徒のみならず通常学級における児童・生徒の個々の状況やニーズの理解を深める学校体制を整え、継続的な特別支援教育とインクルーシブ教育の構築を図る。	特別支援学級における支援体制の充実が推進され、通常学級における特別支援教育とインクルーシブ教育の両立が継続し充実している状態をめざす。	
53		障がいのある人の生涯を通じた学習の支援	障がいのある人が社会に出てからもさまざまな分野の学習が行えるよう、各種講演会や講座、行事において、手話通訳者・要約筆記者を派遣するなど、障がいに応じたコミュニケーション支援の充実を図ります。	各種講演会や講座、行事において、手話通訳者・要約筆記者を派遣する。	手話通訳者・要約筆記者を派遣することで聴覚障がいのある人の情報保障と社会参加の促進を実現する。	障がい福祉課
54	③ 障がいのある人の環境自整備と社会参加を支える	障がいのある人の社会参加・交流の場づくり	人権に関する講演会やスポーツ大会等、各種交流事業を通じて、障がいのある人が気軽に参加でき、交流できる機会や環境づくりを進めます。	【障がい福祉課】 障害のある方が気軽に参加できるスポーツ大会やイベントを開催する。	【障がい福祉課】 障がいのある人にスポーツを楽しむ機会を提供するだけでなく、社会参加や共生社会の実現にもつなげる。	障がい福祉課 社会福祉課
			民生委員・児童委員による施設訪問等を通じて、障がいのある人との交流を推進します。	【社会福祉課】 野洲市社会福祉協議会、野洲市民生委員児童委員協議会等と連携し、障がいのある人への理解を深めるために、民生委員児童委員への研修を行う。	【社会福祉課】 地域での行事や集いの場、施設への訪問等を通じて、民生委員・児童委員と障がいのある人と交流できている。	
55		主体的な生活を支える意思決定支援の推進	障がいのある人が自立した日常生活を営むことができるよう、市が実施している障がい福祉サービスについて、「広報やす」やホームページ等により周知するとともに、サービスが必要と思われる人に対して利用の促進を図ります。 日常生活・社会生活を送る上での選択、判断、決定等について、本人が主体的に行えるよう、意思決定支援に関する支援者の資質向上に向けた取組を推進します。	市が実施している障がい福祉サービスについて、障害者手帳の取得時に「障がい福祉の手引き」を配布し、サービスの案内を行います。また、「広報やす」やホームページ等により周知を行います。 障がい者自立支援協議会での研修等により、相談支援専門員の能力向上を図る。また、日常生活用具の支給等により本人の意思表示の向上に努める。	窓口での分かりやすい説明に努める。 障がいのある方の意思決定支援を行うことで本人の希望や価値観を反映し、権利や尊厳を守る。	地域生活支援室 障がい福祉課
56	④ 障がいのある人の就労支援と事業所による雇用促進のための働きかけ	障がいのある人の就労支援	市内の企業等に対して、障がいのある人の雇用に関する理解を求め、障がいのある人の就業機会の確保に努めるとともに、福祉、労働、教育等の関係機関との連携による就労支援の充実に努めます。	【地域経済振興課】 野洲市企業人権啓発推進協議会のホームページでの障がい者の人権についての情報を周知する。 野洲市企業人権啓発推進協議会の研修会において障がい者の人権を含む研修会を実施する。 交流事業において外部研修会に参加し、障がい者の人権の意識向上に努める。 啓発事業において障がい者の人権に関する啓発活動を実施する。	【地域経済振興課】 事業所において障害者の人権の啓発が円滑に機能し、多様な人権課題の解決が図られることをめざして、事業所内の人権啓発の向上が安定して継続し実現している状態をめざす。	地域経済振興課 市民生活相談課
			障がいのある人の雇用の場を拡大できるよう、ハローワーク等の機関と連携を図り、障がいのある人の一般企業における雇用を促進します。	【地域経済振興課】 野洲市企業人権啓発推進協議会のホームページでの障がい者の雇用についての情報を周知する。 野洲市企業人権啓発推進協議会の研修会において障がい者雇用を含む研修会を実施する。 交流事業において外部研修会に参加し、障がい者雇用の意識向上に努める。 啓発事業において障がい者の人雇用に関する啓発活動を実施する。	【地域経済振興課】 事業所において障害者雇用の啓発が円滑に機能し、多様な人権課題の解決が図られることをめざして、事業所内の人権啓発の向上が安定して継続し実現している状態をめざす。	
			就労後も長く働き続けることができるよう、雇用者・障がいのある被雇用者双方に対する相談支援の充実に努めます。	【地域経済振興課】 ホームページおよび研修会等を通じて事業所に対して支援・相談の充実を求める。 【市民生活相談課】 就労に関する相談支援について、関係機関と連携し相談支援の充実を図るとともに、雇用における課題の把握に努め、適切な支援につなげる取組を推進する。	【地域経済振興課】 事業所が就労相談支援の取り組みが円滑に機能し、事業所内の人権啓発の向上が安定して継続し実現している状態をめざす。 【市民生活相談課】 就労に関する相談支援が円滑に機能し、雇用における課題の解決が図られるとともに、安定した就労の継続及び雇用の促進が実現している状態をめざす。	
57		事業者に対する環境整備の働きかけ	事業者への指導・助言を通じて、施設のバリアフリー化の促進や、障がいのある人に対する合理的配慮の提供義務について理解促進を図ります。 労働・福祉の各関係機関と連携し、企業に対してトライアル雇用の啓発を行います。	【地域経済振興課】 野洲市企業人権啓発推進協議会のホームページでの障がい者雇用における就労環境の改善や合理的配慮のについての情報を周知する。 野洲市企業人権啓発推進協議会の研修会において障がい者雇用における就労環境の改善や合理的配慮含む研修会を実施する。 交流事業において外部研修会に参加し、障がい者雇用の意識向上に努める。 啓発事業において障がい者の人権・雇用に関する啓発活動を実施する。 【地域経済振興課】 野洲市企業人権啓発推進協議会のホームページや研修会において事業所に対して、障がい者の人権におけるトライアル雇用の啓発を行う。	【地域経済振興課】 事業所の障がい者雇用における就労環境の改善や合理的配慮の取り組みが円滑に機能し、事業所内の人権啓発の向上が安定して継続し実現している状態をめざす。 【地域経済振興課】 事業所に対して障がい者の人権におけるトライアル雇用の啓発が円滑に機能し、事業所内の人権啓発の向上が安定して継続し実現している状態をめざす。	地域経済振興課 市民生活相談課

第5次野洲市人権施策実施計画に基づく令和8年度事業計画

No.	基本施策	施策の方向	内容	令和8年度計画 (初年度)	第5次事業計画終了時点(令和12年度)での到達目標	担当課
			就職後、就労継続のための課題に対し、関係機関と連携しながら仕事内容の質の向上に向けて、本人や家族が職場と連絡調整を行うための支援体制を整えます。	【市民生活相談課】 就労継続に係る課題に対し、関係機関と連携しながら、本人及び家族が職場と円滑に連絡調整を行えるよう支援の仕組みづくりを進め、課題の把握と対応の充実を図る。 【地域経済振興課】 野洲市企業人権啓発推進協議会のホームページや研修会において事業所に対して、障がい者の人権における就労継続の支援体制を啓発する。	【市民生活相談課】 就労継続に係る課題に対し、関係機関と連携した連絡調整の仕組みが定着し、本人及び家族による円滑な対応が図られるとともに、安定した就労の継続が実現している状態をめざす。 【地域経済振興課】 事業所に対して、障がい者の人権における就労継続の支援体制の啓発が円滑に機能し、事業所内の人権啓発の向上が安定して継続し実現している状態をめざす。	

(5) 同和問題

58	① 同和問題の解消に向けた地域づくりの推進	働く場における差別防止・解消に向けた取組	就職の機会均等を保持し、差別のない、働きやすい職場づくりを進めるため、野洲市企業人権啓発推進協議会と連携し、事業主等を対象とした研修会等を実施します。	野洲市企業人権啓発推進協議会のホームページで同和問題の解消に向けて就職の機会均等を保持し、差別のない、働きやすい職場づくりを進めるための情報を周知する。 野洲市企業人権啓発推進協議会の研修会において同和問題の解消に向けた研修会を実施する。 交流事業において外部研修会に参加し、事業所内人権啓発の向上に努める。 啓発事業において同和問題の解消に向けた啓発活動を実施する。	事業所の同和問題に関する啓発が円滑に機能し、働く場における差別防止・解消に向けた取組が図られることをめざして、事業所内の同和問題の啓発の向上が安定して継続し実現している状態をめざす。	地域経済振興課
59		市民同士の交流や相互理解を深める活動	人権センターや市民交流センターを活用し、人権問題についての市民理解を深めるため、地域のボランティア等との協働の取組や、だれもが参加しやすい交流機会の充実等、日常生活に根差した啓発活動を推進します。 市民交流センターにおいて、自主サークル活動への支援を行い、市民交流の拠点としての活用を促進します。	【人権センター・市民交流センター】 同和問題の理解を深めるため、地域交流事業を開催する。また、施設内に啓発パネルや啓発物品を設置し日常的な啓発活動を推進する。 【市民交流センター】 各種講座の自主サークル化に伴い周辺地域住民との交流が図れるよう自立した活動を支援する	【人権センター・市民交流センター】 人権の拠点施設として地域交流や啓発展示等を継続的に開催する。 【市民交流センター】 各種自主サークルの主体的な取り組み活動が、住民相互の交流・促進を図る活動となるよう努める。	人権センター 市民交流センター
60	② 同和問題に関する教育・啓発の推進	同和問題解消に向けた教育・啓発の推進	こどもの発達段階に応じて同和問題を解決していくための知識や技能、態度等の育成に努めます。	【学務課】 ・小学校では、共通教材を用いて段階的・系統的に部落差別問題学習に取り組み、差別の構造や人間の心理を学ぶとともに、差別を見抜く感性(人権感覚)を養う。 ・歴史学習では、差別と闘ってきた人々の生きざまから、人権獲得の歴史的背景を正しく理解するとともに、差別が「今もある自分の問題」であることに気づく。	【学務課】 部落差別問題学習を小学1年生から段階的に実施し、差別をなくしていこうとする態度を養う。	人権施策推進課 市民交流センター 学務課
			人権意識を高める効果的な教育を推進するため、同和問題に関する講演会や研修を継続的に実施します。	【人権施策推進課】 同和問題講演会をはじめ、同和問題をテーマとした研修会等を開催する。	【人権施策推進課】 同和問題をテーマとした研修会等を継続的に開催し、市民の意識を高める。	
			市民交流センターにおいて、親子で遊べる「こどもの広場」によるこどもの居場所づくりに取り組み、人権教育・啓発を推進します。 「部落差別解消推進法」や本人通知制度の趣旨について啓発・周知を行い、同和問題の解消に向けた意識の高揚を図ります。	【市民交流センター】 親子で遊べる「こどもの広場」によるこどもの居場所づくり等の支援を行う。 【人権施策推進課】 様々な機会をとらえ啓発・周知する。	【市民交流センター】 活動が、住民相互の交流・促進を図る活動となるよう努める。 【人権施策推進課】 市民の一人ひとりの意識が高まるよう、あらゆる機会において継続した教育・啓発を実施する。	
61	③ 差別・迅速・象徴的な時対連被害者を包摂した	人権侵害事象の解決・解消に向けた取組	重大な人権侵害や差別行為である身元調査やインターネット上への差別的な書き込み等の同和問題の解決を妨げるような行為に対しては、関係機関・団体と連携しながら適切な対応に取り組みます。	人権侵害やネット上への差別的な書き込み等の行為に対し、関係機関等と連携しながら迅速に対応する。	人権侵害事象の解決に向けた取組を進めるとともに市民に周知するため教材化をめざす。	人権施策推進課
62		相談支援体制の充実	同和問題(部落差別)に関する相談に的確に応じるため、各種研修会に参加し、職員のスキルアップに努めます。 人権センターや市民交流センターにおいて、事象後の被害者からの相談をはじめとする、人権侵害や生活上の困難に関する相談支援を推進するとともに、必要に応じて関係機関と連携した支援につなげます。	【人権施策推進課・市民交流センター】 県人権センターやハローワーク等が主催する各種研修会に積極的に参加する。 【人権施策推進課・市民交流センター】 相談者(被害者)の思いや願いに寄り添いつつ、関係機関等と連携を図りながら支援していく。	【人権施策推進課・市民交流センター】 部落差別問題に関する知識やノウハウを身につけ、全ての職員が相談活動の実践者となる。 【人権施策推進課・市民交流センター】 相談者が安心して相談できるよう支援体制の充実を図る。	人権施策推進課 市民交流センター

(6) 外国籍の人

63	① 相互理解	教育・啓発の推進	「外国人児童生徒に関する指導指針」(滋賀県等)に基づき、外国籍の人の生活や文化を正しく理解できるよう、各学校や地域の実態に応じた教育・啓発を推進します。 在日韓国・朝鮮人(オールドカマー)に関わる歴史的経過について、正しい理解や認識を深めるため、教育・啓発の推進に努めます。	【学務課】 外国語や総合的な学習の時間の中で、外国の生活や文化について調べたり、外国籍の方から実際にお話を聞いたりする学習の機会を持つ。 【人権施策推進課】 在日韓国・朝鮮人に関わる歴史的背景等について様々な機会をとらえ教育・啓発を推進する。 【学務課】 社会科の学習の中で、在日韓国・朝鮮人に関わる歴史的背景を学習する。	【学務課】 外国の文化に興味を持ち、外国籍の人との交流の機会を継続して持てるようにする。 【人権施策推進課】 市民の一人ひとりの意識が高まるよう、あらゆる機会において継続した教育・啓発を実施する。 【学務課】 在日韓国・朝鮮人に関わる歴史的背景について正しい理解と認識を深める。	学務課 人権施策推進課
----	--------	----------	--	--	--	----------------

第5次野洲市人権施策実施計画に基づく令和8年度事業計画

No.	基本施策	施策の方向	内容	令和8年度計画 (初年度)	第5次事業計画終了時点(令和12年度)での到達目標	担当課
	①共生意識の醸成		「ヘイトスピーチ解消法」に基づき、ヘイトスピーチ解消に向けた啓発を推進します。	【人権施策推進課】ヘイトスピーチ解消に向け、様々な機会をとらえ教育・啓発を推進する。 【学務課】人権学習の中で、ヘイトスピーチについても触れながら在日外国人に関わる人権問題や多文化共生について学ぶ。	【人権施策推進課】市民の一人ひとりの意識が高まるよう、あらゆる機会において継続した教育・啓発を実施する。 【学務課】外国人の人権も含めた多様性を認め合う文化を学校で育む。	
64		国際交流機会の充実	国籍や文化等の違いを越えて、だれもが市民の一員として尊重されるよう、国際交流に関連する団体等と連携し、地域における国際交流機会の充実を図ります。 近隣諸国との交流や協力のあり方については、社会情勢を踏まえ検討していきます。	野洲市国際協会への運営補助や関連団体等との連携を通じて、国際交流機会の充実を図る。 姉妹都市交流について、他市への事例調査や社会情勢の分析を行う。	市民の国際交流や国際理解を深める。 今後の本市の姉妹都市交流についての方向性が定まる。	総合調整課
65	②外国籍の人の言語・相談支援体制等の充実	相談支援体制の充実	外国籍の人の日常生活に関するさまざまな悩みや困りごと等の問題に対して、適切に対応できるよう、関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。	【人権施策推進課】相談者(被害者)の思いや願いに寄り添いつつ、関係機関等と連携を図りながら支援していく。 【市民生活相談課】外国籍の人の日常生活に関する相談について、関係機関と連携し相談対応の充実を図るとともに、相談内容の把握に努め、適切な支援につなげる取組を推進する。	【人権施策推進課】相談者が安心して相談できるよう支援体制の充実を図る。 【市民生活相談課】外国籍の人に対する相談対応が円滑に機能し、日常生活における課題の解決が図られるとともに、安心して生活できる環境が整っている状態をめざす。	人権施策推進課 市民生活相談課
66		日本語教室指導者の確保・育成	県や野洲市国際協会等と連携し、国等による日本語教育人材育成の研修等に関する情報提供を行います。	随時、野洲市国際協会等に対し日本語教育人材育成の研修等に関する情報提供を行う。	日本語教育人材育成の研修等を通じて、日本語教室指導者の確保・育成を図る。	総合調整課
67		外国籍児童生徒等への母語支援	外国籍児童生徒等に対する日本語指導や学校生活への適応指導を実施するほか、母語による学習サポートを行います。	外国籍児童生徒等に対する母語支援員を配置し、学校生活への適応指導、母語による学習サポートを実施する。	外国籍児童生徒等に対する母語支援員を配置し、学校生活への適応指導、母語による学習サポートが行われている状態を目指す。	学務課
68		就労の機会均等の確保	事業主等に対し、外国籍の人の就労の機会均等を確保するための公正な採用システムの確立を図るよう、啓発を推進します。	野洲市企業人権啓発推進協議会のホームページや研修会において事業所に対して、外国籍の人の就労の機会均等を確保するための公正な採用システムの確立を図るよう、啓発を推進する。	事業所の外国人雇用公正採用や人権に対する取り組みが円滑に機能し、事業所内の人権啓発の向上が安定して継続し実現している状態をめざす	地域経済振興課

(7)性の多様性

69	①性の多様性に関する理解の増進のための教育・啓発の推進	性の多様性に関する啓発の推進	すべての人がかけがえのない個人として尊重される社会の実現を目指して、「LGBT理解増進法」に基づき、家庭や学校、地域、職域等のさまざまな場を通じた啓発を推進します。	関係各課と協力して、家庭や学校、地域、職域等のさまざまな場を通じた啓発を推進する。	「LGBT理解増進法」に基づき、さまざまな場を通じた啓発を推進する。	人権施策推進課
70		学校教育における配慮と正しい理解の促進	性的指向・性自認に関するこどもたちの正しい理解を促進するため、就学前を含む発達段階に応じた学習を進めるとともに、保護者への啓発にも取り組みます。	性の多様性については、発達段階に応じて学習する機会を設ける。性的マイノリティに関わる人権問題についても中学校の人権学習の中で正しく学ぶ。	性の多様性や性的マイノリティに関する正しい理解と認識を深められるよう人権教育を進める。	学務課
71		市職員・保育士・教職員に対する研修の充実	情報提供や研修の充実を図り、就学前・学校教育における性的マイノリティに対する正しい理解を促進します。 「性の多様性について理解を深め、行動するための職員向けガイドライン」の周知を図り、市職員一人ひとりの性的指向・性自認への理解が深まるよう、研修の機会を設けます。	【人事課・学務課・人権施策推進課】関係各課と連携し、職員・教職員等への情報提供や研修の充実を図る。 【人事課・学務課・人権施策推進課】令和8年3月に作成した「多様な性に関する職員ハンドブック」市職員・教職員等に広く周知する。	【人事課・学務課・人権施策推進課】職員・教職員等の理解が深まるまで、情報提供・研修を継続実施する。 【人事課・学務課・人権施策推進課】市職員・教職員等が理解を深め、行動を起こせるようにする。	人事課 学務課 人権施策推進課
72	②相談体制の整備等の当事者支援の取組の推進	相談支援体制の整備	LGBTQ等の当事者からの日常生活におけるさまざまな悩みや困りごとに関する相談に適切に対応できるよう、県の関係機関との連携体制の構築や各相談機関の相談員の資質向上等の取組を推進します。 自身の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関して悩みを抱える児童生徒に対してきめ細かな対応を行うため、児童生徒の心情等に配慮した相談支援を実施するとともに、安心して相談ができる環境づくりに取り組みます。 より専門的な相談が必要なケースに対応するため、国や県、当事者団体等による専門相談機関に関する情報の収集と提供を行います。	【人権施策推進課】県の関係機関との連携に努め、個別相談できる部屋を確保する。 【学務課】7～9月に市内の全ての学校・園において「性の多様性」をテーマに職員研修を実施し、性的マイノリティの子どもたちが安心して過ごせる学校・園づくりに取り組む。 【人権施策推進課】専門相談機関に関する情報の収集と提供を行う。	【人権施策推進課】県の関係機関との連携に努め、個別相談できる部屋を確保する。 【学務課】性の多様性に関する正しい知識を全教職員が持ち、すべての子どもが安心してありのままの自分を出せる学校・園をめざす。 【人権施策推進課】専門相談機関に関する情報の収集と提供を行い、専門機関と連携する。	人権施策推進課 学務課
73		性的指向や性自認等を理由に困難を抱える人への支援	滋賀県パートナーシップ宣誓制度についての周知を行います。 県からパートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けた者が、「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」として本市の事業やサービスを利用できるような運営を図ります。	市ホームページや当課主催事業等で本制度にかかる情報提供を行う。 令和8年度より野洲市パートナーシップ制度が導入されたことから、利用状況の確認や導入にかかる課題の把握を行う。	本制度の理解が一層浸透するよう周知啓発を進める。 導入当初(6課10サービス)より利用できるサービス数を拡充させる。	人権施策推進課

(8)インターネット上の人権侵害

			インターネット上やSNSにおいて人権を侵害するような情報の掲載や個人情報の安易な掲載を行わないこと、個人の責任やモラル、情報リテラシー等についての教育・啓発を行います。	【人権施策推進課】様々な機会をとらえて教育・啓発を実施する。 【学務課】差別書き込みやネット上のいじめなど人権を侵害する悪質な情報に対して情報を共有し、関係機関とのネットワークづくりをする。	【人権施策推進課】あらゆる機会において継続した教育・啓発を実施し、市民の一人ひとりの意識を向上させる。 【学務課】ネットで人権や個人情報を守り、責任ある発信ができる力を育てる。	
--	--	--	--	--	---	--

第5次野洲市人権施策実施計画に基づく令和8年度事業計画

No.	基本施策	施策の方向	内容	令和8年度計画 (初年度)	第5次事業計画終了時点(令和12年度)での到達目標	担当課
74	① インターネットによる人権侵害の防止のための教育・啓発	インターネット上の人権問題や利用に関する教育・啓発	「情報流通プラットフォーム対処法」等、インターネット利用に関する法令等の周知を図ります。	【人権施策推進課】 「広報やす」への掲載やポスターの掲示などにより周知を図る。 【学務課】 情報流通プラットフォーム対処法を中心に、関連する法令を整理し、学校や地域、職員向けの周知を図る。	【人権施策推進課】 「広報やす」をはじめ、様々な手法により周知を図り市民への理解を深める。 【学務課】 情報流通プラットフォーム対処法など関連法令を理解し、学校や地域で適切に周知できる体制を整える。	人権施策推進課 学務課
			市民一人ひとりがモラルを持ってインターネットを利用するよう、「広報やす」や市公式LINE、ポスター等による啓発を推進します。	【人権施策推進課】 「広報やす」への掲載やポスターの掲示などにより啓発を推進する。 【学務課】 学校では、全校集会や各通信等を用いて啓発活動を行う。	【人権施策推進課】 「広報やす」をはじめ、様々な手法により啓発を推進し市民への理解を深める。 【学務課】 ネット利用のモラルを身につけられるよう、広報やSNSで啓発を進める。	
			インターネットの特性や利用上のルール・マナーについての学習機会の提供を図ります。	【人権施策推進課】 教育・啓発に関する情報等を収集・発信し、学習機会を提供する。 【学務課】 学校では、道徳科や総合学習の時間授業の中で、情報モラルをテーマとした学習を行う。講師等を招いての学習を行う。	【人権施策推進課】 継続して学習機会に関する情報を発信し、市民の一人ひとりの意識を向上させる。 【学務課】 インターネットの特性やルールを理解し、安心して正しく使える力を身につける。	
			児童生徒の発達段階に応じて、インターネット上の人権問題への理解を深め、情報モラルを身につける教育を推進します。	【学務課】 学校等においては、インターネット等の安全な使い方と情報の真偽を見抜く力を養うために教育を行う。	【学務課】 「発達段階に応じて人権への理解を深め、適切な情報モラルを身につける力を育てる。	
75		市職員・教職員に対する研修の充実	インターネット上の誹謗中傷等の問題に対して、適切な対応ができるよう、研修の充実を図ります。	人権侵害を監視するリーダー人材の育成、研修会に参加する。	誹謗中傷などのネット問題に適切に対応できるよう、職員研修等を充実させる。	人事課 学務課
76	② 関係機関・の団体進と連携した取組	相談体制の充実	インターネット上の人権問題に関する相談体制の充実に努めます。	相談活動を実施する職員のスキルアップを図るため、関係する研修会に積極的に参加する。	インターネット上の人権問題に関する知識やノウハウを身につけ、全ての職員が相談活動の実践者となる。	人権施策推進課
77		差別的な書き込みに対する対策	差別的な書き込みや動画の投稿、SNS上での誹謗中傷等、人権を侵害する悪質な情報に対しては、プロバイダ等への削除を要請するなど関係機関と連携して、解決に向けた取組を行います。 国や県、滋賀県人権センターをはじめとする関係機関・団体と連携し、インターネット上の差別的書き込み等に関する情報交換や研修、啓発を行うとともに、必要に応じて個別具体の事案への対応を行います。	モニタリング(月1回)を実施し適切に対応する。 市町人権問題連絡会やびわこ南部地域管内の関係団体等で情報交換を行い適切に対応する。	モニタリングを定期的・継続的に実施することで、差別的な書き込みを早期発見・早期削除要請できる体制をつくる。 個別具体の事案に迅速に対応できるよう、関係団体等とのネットワークを構築する。	人権施策推進課
78	③ 個人情報保護の推進	個人情報の適正な取り扱い	個人情報保護法に基づき、市が保有する個人情報 を適正に取り扱い、個人の権利利益を保護します。	個人情報の安全管理のため、市の安全管理措置規程に基づいた研修、監査等を実施します。	全ての所属で、個人情報保護法に基づいた適切な個人情報の取扱いが行われている。	総務課